

「震災等の非常時における水質試験方法（上水試験方法 - 別冊）」に以下の誤りがありました。お詫びして訂正します。

65ページ 表題、濁度、pH値及び電気伝導率の部分並びに表外の文章(下線部)

「誤」 表 -1 応急給水の測定項目と判断基準

測定項目	測定の目的	判断基準	判断の意味
外観 (必須)	異常のないことを確認	無色透明であること	濁りのあるもの、着色しているものは、給水できない。
臭気 (必須)	異常のないことを確認	異常でないこと	塩素(カルキ)臭以外の臭気のあるものは、給水できない。
濁度 (選択)	<u>汚濁物質の混入がないことを確認</u>	2度以下	外観の濁りを詳細に調査する。水質基準値の範囲であることを確認する。
遊離残留塩素 (必須)	消毒効果の保持を確認	0.1 mg/L 以上	消毒効果が保持されていることを確認する。水道法施行規則の規定(衛生上必要な措置)が守られていることを確認する。
pH値 (選択)	汚染がないことを確認	5.8 以上 8.6 以下	<u>元の水道水</u> から大きく変化している場合は、汚染のおそれがある。水質基準値の範囲であることを確認する。
電気伝導率 (選択)	汚染がないことを確認	<u>元の水道水</u> から大きな変化がないこと	<u>元の水道水</u> から大きく変化している場合は、汚染のおそれがある。
味 (必須)	異常のないことを確認	異常でないこと	これまでの項目で判断基準を満たす水の最終判定として行う。異常な味を感じる水は、給水できない。

(文章抜け)

「正」 表 -2 復旧給水の測定項目と判断基準

測定項目	測定の目的	判断基準	判断の意味
外観 (必須)	異常のないことを確認	無色透明であること	濁りのあるもの、着色しているものは、給水できない。
臭気 (必須)	異常のないことを確認	異常でないこと	塩素(カルキ)臭以外の臭気のあるものは、給水できない。
濁度 (必須)	濁りのないことを確認	2度以下	外観の濁りを詳細に調査する。水質基準値の範囲であることを確認する。
遊離残留塩素 (必須)	消毒効果の保持を確認	0.1 mg/L 以上	消毒効果が保持されていることを確認する。水道法施行規則の規定(衛生上必要な措置)が守られていることを確認する。
pH値 (選択)	汚染がないことを確認	5.8 以上 8.6 以下	浄水から大きく変化している場合は、汚染のおそれがある。水質基準値の範囲であることを確認する。
電気伝導率 (選択)	汚染がないことを確認	浄水から大きな変化がないこと	浄水から大きく変化している場合は、汚染のおそれがある。
味 (必須)	異常のないことを確認	異常でないこと	これまでの項目で判断基準を満たす水の最終判定として行う。異常な味を感じる水は、給水できない。

また、通常の水質検査が可能になった段階においては、水道法第20条に定める定期及び臨時の水質検査に移行していく。